

【国際家族法研究会シリーズ19】

はじめに

2013年9月8日、立命館大学にて、シンポジウム「白仏両国における婚姻・パートナーシップ法制・内縁の3元構造の展開とその背景～人は婚姻・パートナーシップに何を望むのか？ 多様性の可能性を探る」(主催：科研費基盤B「多元多層化する家族と法の全体構造に関する実証的比較法研究(代表・床谷文雄)、共催：科研費基盤A「変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築」(代表・二宮周平)、後援：ジェンダー法学会関西支部)を開催した。

一定の経済成長を遂げ、個人の尊重という考え方と女性の経済的自立がある程度進んだ社会では、人々は生き方の多様性や生活の質の向上を求める。家族の捉え方についても、性的指向も含めて、それぞれの生き方や家族生活の多様性が反映する。こうした家族の多様化に法はどのように対応しているのか、あるいは対応すべきなのか、これが私たちの共同研究のテーマである。

ベルギー、フランスは、婚姻、パートナーシップ法制、内縁という3つの類型を設け、かつ異性カップル、同性カップルどちらの利用も可能とし、さらに婚外子の差別を撤廃している。子に対する親の責任については、親が婚姻しているかどうかと切り離すことによって、子の保護の平等も図っている。こうした3種類の骨格、これを可能にした政治的・社会的背景、法的な理念・考え方、社会の受容などを学びたいと考え、ベルギー・ルーヴァン・カトリック大学からジャン・ルイ・ランシヨン教授、パリ第2大学からジャン・ガリーグ講師をお招きし、ベルギーとフランスの上記テーマに関するご報告いただいた。いずれも最新の情報に基づき、平等・正義という価値理念に基づき、社会的な実情に柔軟な対応を展開しており、報告原稿に後日、文献注など手を入れていただいたものを訳出し、掲載することとした。

(二宮 周平)